

デジタル戸別受信機設置費用の一部補助のご案内

町では、防災行政無線のデジタル化に伴い、デジタル戸別受信機を導入し、情報伝達手段を整備しています。

一部補助による設置を希望される方は、別紙「戸別受信機設置申込書（一部補助）」に必要事項を記入していただき、6月30日（火）までに軽井沢消防署内総合政策課危機管理室まで提出してください。

なお、申込みにつきましては、下記の【注意事項】・【確認事項】・【補助金交付までの流れ】をお読みください。

【注意事項】

- ・申込書を提出していただく際は、設置場所の住所を記入していただくとともに、設置場所の地図を添付していただくようお願いいたします。
- ・電波の状況によっては、設置できない場合があります。アナログ戸別受信機で受信できていた場所でも、デジタル戸別受信機で受信出来ない可能性があります。また、外部アンテナを設置することがあり、壁にケーブル用の穴を開ける事もあります。
- ・設置作業は、10月～2月頃を予定しています。申込順による設置ではなく、地区毎にとりまとめ一括して設置していきます。
- ・配信内容は、防災行政無線から放送した内容となりますので深夜の情報発信もあります。

【確認事項】

- ・交付対象者は、次のいずれかに該当する方になります。
「町内に住所を有する方」「町内に事業所を有する方」「町内に別荘を所有する方」
- ・補助対象額は、戸別受信機の購入から設置に要する費用の2分の1以内とし、6万円を限度とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- ・補助金の交付は、補助金を受けた者の属する世帯又は事業者につき1回を限度となります。
- ・交付決定者が、偽り又は、不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった時は、補助金を返還していただきます。
- ・設置後の維持管理費（修繕費・電気料・乾電池の交換）については、交付決定者の負担となります。
- ・転居した場合は、戸別受信機の設定の変更を要する場合があります。設定変更の費用は、交付決定者の負担となります。
- ・交付決定者は、設置した戸別受信機を5年間は処分しないようにしてください。

【補助金交付までの流れ】

1. 戸別受信器設置申込書を提出いただいた後、設置場所の電波状況を確認し、設置が可能であるかを調査します。
(設置可能である場合) →町が設置を委託している業者に設置の依頼をしてください。
(設置不可能である場合) →設置が不可能である旨町からご連絡させていただきます。
2. 戸別受信機設置後、「戸別受信器設置費助金交付申請書兼実績報告書」を提出してください。(申請前に総合政策課危機管理室(軽井沢消防署内)と協議を行います。)
※(添付書類)設置に要した費用の領収書の写し、戸別受信機の設置後の写真等。
3. 町で申請の内容を審査し、補助金の交付が認められるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を通知します。
4. 補助金の交付決定及び額の確定を受けた方は、速やかに戸別受信機設置費補助金請求書を町に提出するようにしてください。

【問い合わせ】

軽井沢町総合政策課危機管理室 電話：45-1880 FAX：45-2077